

## 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

### <1> 基本理念

○子ども・子育て支援法に基づく基本理念

子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭を含め社会のあらゆる分野がそれぞれの役割を果たし、相互に協力して行わなければならない。また、その支援等は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質・適切なものであり、総合的・効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

○次世代育成支援対策との関係

次世代育成支援対策推進法の改正により、市町村行動計画を策定できるとされ、その行動計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定してもよいとされています。

○計画の基本理念

本市の基本理念を設定するにあたり、前の次世代育成支援対策（後期行動計画）における基本理念、前項の国の基本理念、現在の本市における子ども・子育ての状況を踏まえ、次の基本理念を定めます。

・次世代育成支援対策（後期行動計画）「～平成26年度」  
「子ども達の笑顔があふれるまち」をめざして

■鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策 前期行動計画）  
基本理念

鹿沼市の基本理念

子育てで 笑顔あふれるまちづくり かぬま

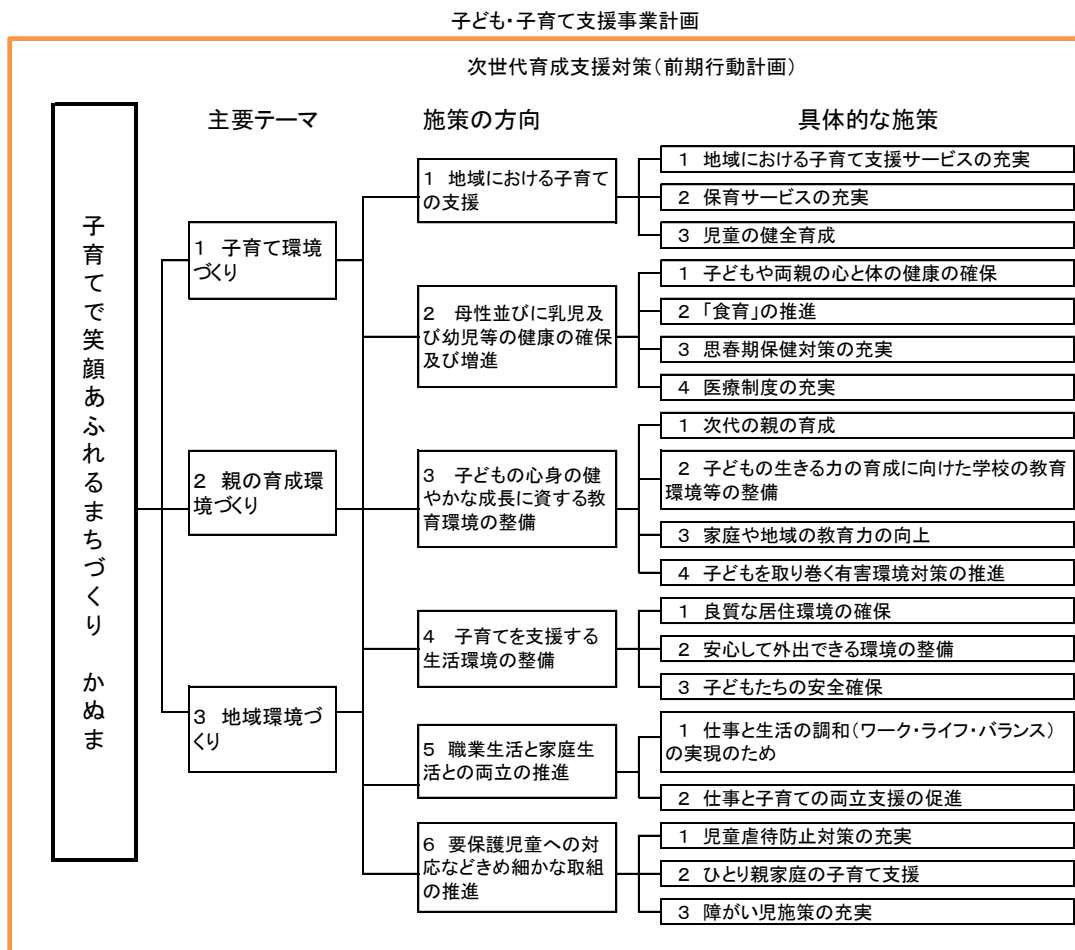
## <2> 施策の展開

基本理念を達成するために具体的な施策を展開する主要テーマを設定します。施策の体系については、平成26年11月に国より示されました「行動計画策定指針」を基本としつつ、前「次世代育成支援対策 後期行動計画」の各施策内容を継承し、事業等を実施します。

### 【主要テーマ】

1. 子育て環境づくり
2. 親の育成環境づくり
3. 地域環境づくり

### 【施策の体系】



※ 第2部に記載された数値等については、第3部では省略しています。